令和７（2025）年度

大田区青少年・区民協働・生涯学習事業保険

子ども会リーダーの保険のご案内

大田区内の子ども会でリーダーとして活動されている方々が、安心して活動に従事していただくための損害賠償責任保険制度および傷害保険等の制度です。

１．対　象

大田区地域力推進課に登録した子ども会のリーダー

★子ども会は、次の要件を全て満たしているものをいいます。

（１）こどもたちの健全な育成を目的として、年間を通して計画的かつ継続的に活動していること。

（２）構成メンバー（会員）が５名以上で、その過半数がこどもたちであること。

（３）活動にあたり、地域社会・学校・保護者等の理解や協力を得られるよう努力していること。

（社会教育関係団体の届出をしてあることが望ましい）

★「こどもたち」とは、大田区在住の小学生～中学生をいいます。

★「リーダー」とは、大田区在住の高校生以上の方で子ども会の運営に責任を持ち、直接に指導、助言を行う者をいいます（付き添いは含みません）。

★大田区以外にお住まいの方は対象外となります。

※保険の登録については、『６．受付・登録方法』をご覧ください。

この保険は、子ども会のリーダー（指導者）のためのものです。

２．保険期間

令和７（2025）年度
登録加入時（４月１日以降）から令和８（2026）年３月31日まで

３．保険料

無料（大田区で負担します）

４．保険内容

（１）損害賠償責任保険

リーダーが、子ども会の活動中に管理・監督や指導・誘導などの誤り、あるいは提供した飲食物などにより、参加者や第三者の身体や物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。

（例）参加したこどもたちが

○　川遊びの際、深みにはまり溺れた。

○　他人から借用した器具を損壊した。

○　活動中に提供した飲食物により食中毒を起こした。

（損害賠償責任保険）

補　償　内　容	保　険　金　額
身　体　賠　償	１名：１億円限度、１事故：５億円限度 食中毒についてのみ保険期間中：１億円限度
財　物　賠　償	１事故・保険期間中：５００万円限度
保 管 物 賠 償	１事故・保険期間中：３００万円限度

（2）傷害保険等（団体総合補償制度費用保険）

リーダーが、子ども会の指導中に、活動場所にて、急激かつ偶然な外来の事故により傷害等を受けた場合。

（例）指導中のリーダーが

○　ハイキングの途中、崖から転落して骨折した。

○　野外活動中、熱中症になった。

<u>リーダー以外の参加者や第三者の傷害は、対象外です。</u>

（傷害保険等）

担　保　内　容	保　険　金　額
死亡・後遺障害	２０万円～５００万円
入院保険金日額	（日額）５，０００円（１８０日限度）
通　　院	（日額）２，０００円（９０日限度）

５．保険金の支払われない主なもの

（1）故意による事故

（2）暴動や労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによる事故

（3）自動車に起因する事故

（4）自殺、犯罪又は闘争行為による事故

（5）活動場所までの経路による事故

（6）宿泊を伴う活動中の事故

宿泊を伴う行事は、各種行事保険又は旅行保険等にご加入いただきますようお願いいたします。

＊その他、詳細については、保険会社にお問合せください。

６．受付・登録方法

登録は随時受付をしていますが、余裕をもって早めにご登録ください。

受付時間は 8：30～17：00 です。原本とコピーしたものをご持参ください。

（1）所定の用紙により、地域力推進課へ直接持参し、ご登録ください。

注意）<u>初回の登録については、窓口での手続きが必要です。</u>

（2）追加登録をする場合は、FAX や郵送でも登録可能です。送信・発送後に必ず電話で登録確認をお願いします。

注意）提出書類に不備がある場合は受け付けできません。その場合は、再度提出していただきます（事務連絡者へ電話連絡します）。
また、その間該当者が事故などにあった場合等でも、保険の対象になりません。<u>急ぎの場合等は必ず窓口でご登録ください。</u>

（3）保険の対象になるのは、受付を行った日以降（４月１日以降）です。

注意）FAX や郵送の場合、<u>通信・郵便トラブルで到着が遅れた場合でも受付日からです。受付時間終了後に到着したものは翌開庁日での受付になります。</u>

７．問合せ先

大田区 地域未来創造部 地域力推進課 青少年健全育成担当
電話　０３－５７４４－１２２３（直通）
ＦＡＸ　０３－５７４４－１５１８（追加登録用）

８．事故が発生したとき

（1）事故報告書をすみやかに提出してください。

【提出先】大田区 地域未来創造部 地域力推進課 青少年健全育成担当
電話　０３－５７４４－１２２３（直通）
FAX　０３－５７４４－１５１８

（2）事故について相談等がございましたら、こちらの保険会社までご連絡ください。

【保険会社名】
Ｃｈｕｂｂ損害保険株式会社
【連絡先】
株式会社　ＯＲＩＧＩＮ
担当：佐藤
電　話　０３－５６４５－５５５６
ＦＡＸ　０３－５６４５－５５５７

○　特に、損害賠償責任事故の場合には、被害者との間で示談される前に、必ず保険会社へ連絡し、指示を受けてください。

９．お願い

この保険制度は、万一の事故に備えて実施しているものですが、最も大切なことは、事故を未然に防ぐことです。

活動する場合には、次の事項に十分注意をしましょう。
（１）事前に綿密な計画を立てるとともに、危険性がないか十分チェックする。
（２）野外活動を実施する場合には、前もって下見などを行う。
（３）それぞれの活動に対して、リーダーの数は適正かどうかを確認する。

＊「子ども会リーダーの保険のご案内」は各特別出張所にも若干用意してありますので、ご利用ください。